ニッパツグループ情報セキュリティマネジメントポリシー

代表取締役社長　上村　和久

１．情報セキュリティ基本方針

情報化社会、IT 社会の到来と言われて久しいが、現在では企業の資産である人･物･金と同程度、あるいはそれ以上の価値を持つと言われるのが、情報資産である。早い情報、正しい情報が当社及びグループ会社（以下、「当社」という。）の命運を握っているといっても過言ではない。このように、私たちは IT の進展により、いつでも、どこでも、誰でも必要な情報を簡単に入手することができるようになってきたが、同時に多くの企業において、マルウェア、不正アクセスによる情報の破壊や改ざん、機密情報漏えいなどの問題が発生している。一旦、問題が発生すると、情報資産の直接的な損失のみならず、信用の失墜を招き、ひいては企業の存続を揺るがす事態に発展する可能性があり、当社もその例外ではない。

このような環境において、このニッパツグループ情報セキュリティマネジメントポリシー（以下、「ポリシー」という。）の目的は、当社の情報資産を保護し、業務を円滑に遂行するための基本的な考え方や体制、規則を定めることである。そして、適切なセキュリティ対策を施すことにより、ポリシーを徹底し、当社のセキュリティレベルを向上させるとともに、ステークホルダーからの信頼の向上を図るものである。

２．情報セキュリティ方針

(1)体制

当社は、情報セキュリティの取組みを経営上の重要課題と位置づけて取り組んでおり、各部門の部門長を情報セキュリティ管理責任者とし、NHK Spring-CSIRT が補佐する管理体制を構築する。

(2)適用範囲

ポリシーにより保護すべき情報資産は、当社が扱う全ての情報および IT 資産やサービスであり、その形態は問わない。これらは当社の重要な資産であり、その機密性、完全性、可用性の確保は、当社が事業を行う上で必須である。これを踏まえ、セキュリティ管理体制を整え、安全対策を実施していく。

また、ポリシーの適用者は、当社の従業員等（役員、従業員、アルバイト等と雇用関係にある全てのものを含む）、派遣社員、外部委託業者の従業員とする。

(3)機密レベル

当社が保有する情報資産は、機密度や内容に応じて、重要度を評価、分類し、適切な管理を行い、破壊、改ざん、機密情報漏えい、不正利用などを予防する。

(4)順守事項

当社は、ポリシーを構成する各種規程、ガイドライン等を順守することにより、機密情報のセキュリティを確保する。また、他社の機密情報の不正な入手､使用は行わない。

(5)教育

当社は、従業員に情報管理を周知徹底させるため、計画的かつ継続的に教育･研修などを行う。

(6)監査

監査部門は、各部門がポリシーを順守していることを確認・検証する。被監査部門はその結果に基づき、セキュリティ対策を定期的かつ継続的に見直し、セキュリティが保たれた状態を維持する。

(7)罰則

当社の従業員等がポリシー順守の義務を怠り、当社のセキュリティに重大な影響を及ぼすか、及ぼしかねない悪質な行為等が認められた場合には、就業規則に基づいて懲戒などの処分を行う対象となる。

(8)情報セキュリティ侵害時の対応

当社の情報セキュリティが侵害されたと判断する事象が発生した場合は、速やかに各種規程、ガイドラインなどに従って対応する。

＊本文中の「機密性」、「完全性」、「可用性」はそれぞれ下記の意味で使用している。

1. 機密性(confidentiality)：許可された特定の者だけが利用可能なこと。
2. 完全性(integrity)：改ざんなどがされず、完全に正確であること。
3. 可用性(availability)：利用したいときに利用可能なこと。

以上

2003 年 12 月 1 日　制定
2010 年　4 月 1 日　改訂
2017 年 11 月 1 日　改訂
2025 年　1 月 1 日　改訂